

令和5年度 第1回岡山県大規模小売店舗立地審査会 議事概要

1 日 時 令和5年5月11日(木) 14時00分から15時00分

2 場 所 ピュアリティまきび(岡山市北区下石井2-6-41)

3 出席者 (委員)5名 (事務局)3名

4 概 要

(1) 挨拶

(2) 議事(審査案件)

(仮称)ザグザグ勝央店 新設

上記について事務局から説明し、質疑応答及び審議を行った。

<主な質疑内容等>

【営業時間について】

委員：24時間営業の届出がされているが、実際の営業時間はどうか。

事務局：住民には「24時間営業中の店舗はなく、営業時間については、今後具体的な検討を行う」と説明している。

会長：届出と実際の営業時間が異なっても、問題はないのか。

事務局：大店法上では、届出より営業時間が短くなることについて問題はない。

会長：実際の営業時間と異なる時間で提出していることに、釈然としない思いがある。近隣住民は24時間営業と受け取り、不安が生じるのではないか。

事務局：委員の意見を事業者伝える。

【騒音について】

委員：店舗北西の騒音予測が、運用面の対策後の値で記載されている。

事務局：夜間の利用規制により運用面での対策を実施するエリアは、出入口を施錠できること、店舗入り口から離れた従業員用の駐車場であることから、対策に実現性があると認識している。また、図面集に「22時以降は店舗正面の駐車場をご利用ください」と案内図を示しているとおりに来客への注意もする予定である。

委員：店側の対策は理解したが、夜間駐車禁止を客が守ってくれないなどのリスクがある。対策前の値を記載しなければ、きちんと対策されなかった場合に住宅が受ける影響がわからない。事業者に対策前の騒音値を提出するよう言えないか。

会長：答申に運用面での対策を必ず守るよう記載するのも方法だ。

→後日、対策前の騒音値の提出があり、審議を行った。

委員：夜間の騒音発生源ごとの騒音レベルで、店舗の南東方面は直近住居外壁まで規制基準を下回らない。こちらの対策は記載されていないが、答申で促すべきではないか。

事務局：現実的には店舗の騒音よりも、店舗と住宅の間にある県道の車両走行音の方が大きいと考える。

委員：大店法に基づく配慮として、店舗の騒音対策を求めてほしい。

事務局：追記した形で調整する。